

小野市成年後見制度利用助成事業実施要綱(平成14年小野市告示第118号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)の規定による後見開始等の審判の請求に要する費用並びに成年後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)の報酬の全部又は一部を助成することにつき、必要な事項を定めるものとする。

(助成の種類及び額)

第2条 この要綱による助成の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 申立費用に係る助成 次に掲げる審判の請求に要する費用のうち、家庭裁判所に納付する申立手数料、登記手数料、鑑定費用及び郵送料並びに診断書の作成に要する費用に相当する額を合計した額。ただし、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人(以下「被後見人等」という。)又は被後見人等となるべき者以外の者が審判の請求を行った場合であって、当該被後見人等又は被後見人等となるべき者が家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第2項第2号に規定される審判を受ける者となるべき者として当該費用の全部又は一部の負担を命じられた場合は、この限りでない。

ア 民法第7条に規定する後見開始の審判

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判

エ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

オ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない行為の定め審判

カ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に対する代理権の付与の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に対する代理権の付与の審判

(2) 後見人等の報酬に係る助成 次に掲げる報酬の付与に係る審判により決定された報酬の額の一部又は全部とする。ただし、被後見人等の生活の場が在宅の者にあつては月額28,000円、施設等に入所中の者にあつては月額18,000円をその上限額とする。

ア 民法第862条に基づく後見人の報酬

イ 民法第876条の5第2項において準用する同法第862条に基づく保佐人の報酬

ウ 民法第876条の10第1項において準用する同法第862条に基づく補助人の報酬

2 前項第2号の後見人等の報酬に係る助成額は、被後見人等の財産のうち、報酬への充当が可能なものの価額(財産目録に記載された預貯金等の額から必要生活費(収支予定表における1月当たりの支出の額に6を乗じて得た額)を控除して得た額)を報酬審判額から控除して得た額と助成上限額に助成対象期間の月数を乗じて得た額のうち、少ない方の額とする。

(申立費用助成の対象者)

第3条 申立費用に係る助成を受けることができる者は、被後見人等又は被後見人等となるべき者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者又はこれに準ずる者として市長が認める者(以下「要保護者等」という。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする審判を請求しようとする者とする。

(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者(以下「住所地特例対象被保険者」という。)で他の市区町村が行う介護保険の被保険者となっている者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設入所等障害者(以下「特定施設入所等障害者」という。)で他の市区町村の介護給付費等の支給決定を受けている者

(2) 住所地特例対象被保険者であつて、本市が行う介護保険の被保険者となっている者

(3) 特定施設入所等障害者であつて、本市の介護給付費等の支給決定を受けている者

(4) 前各号に掲げる者のほか、その他市長が特に必要と認める者

(報酬に係る助成の対象者)

第4条 報酬に係る助成を受けることができる者は要保護者等であつて、次の各号のいずれかに該当する被後見人等とする。ただし、その者の後見人等がその者の親族、現にその者を扶養している者又はその者と生計を一にする者である場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 住所地特例対象被保険者で他の市区町村が行う介護保険の被保険者となっている者

イ 特定施設入所等障害者で他の市区町村の介護給付費等の支給決定を受けている者

(2) 小野市成年後見制度に基づく市長の審判請求に関する取扱要綱(平成14年小野市告示第117号)の規定に基づき市長が成年後見制度の審判の請求を行った者

(3) 住所地特例対象被保険者であつて、本市が行う介護保険の被保険者となっている者

(4) 特定施設入所等障害者であつて、本市の介護給付費等の支給決定を受けている者

- (5) 前各号に掲げる者のほか、その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定により報酬に係る助成を受けることができる者が死亡した場合は、その者の後見人等であった者が家庭裁判所の審判により報酬を与えることとされた場合に限り、当該後見人等であった者を対象とすることができるものとする。
- (助成の申請)

第5条 申立費用に係る助成を受けようとする者は、審判の請求を行う前にあらかじめ、成年後見制度利用助成金申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者と対象者との関係が確認できる書類
- (2) 後見開始等審判の申立て書類の写し
- (3) 申立てに要する費用の内訳を明記した書類
- 2 報酬に係る助成を受けようとする者は、家庭裁判所の報酬付与の審判のあった日以後速やかに前項の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 被後見人等の収入予定表、公的年金等の源泉徴収票の写しその他収支状況が確認できる書類
- (2) 被後見人等の財産目録等の写しその他財産状況が確認できる書類
- (3) 報酬付与の審判書の写し
- (4) 被後見人等に係る後見、保佐及び補助に関する登記事項証明書
- (5) 後見、保佐又は補助の事務に係る金銭出納簿、領収書等の写しその他必要経費が確認できる書類
- (助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、助成の可否及び助成すべき金額を決定し、速やかに成年後見制度利用助成決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の交付等)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに成年後見制度利用助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求をした者に助成金を交付するものとする。
- (助成金の使途)

第8条 助成金の交付を受けた者は、交付された助成金を第2条に規定する使途以外に使用してはならない。

- 2 申立費用に係る助成金の交付を受けた者は、審判の請求を行った後、速やかに申立費用に係る成年後見制度利用助成金使用報告書(様式第4号。以下「助成金使用報告書」という。)及び領収書の写しその他当該請求に要した費用の額を証する書類を市長に提出しなければならない。
- 3 被後見人等又は後見人等は、報酬に係る助成金から報酬を支払ったとき又は支払を受けたときは、助成金使用報告書及び報酬の支出額を証する書類を市長に提出しなければならない。
- (助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けたとき又は適正な助成金の支出が行われていないと認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

成年後見制度利用助成金申請書

年 月 日

小野市長 様

申請者住所

氏名

(対象者との関係)

小野市成年後見制度利用助成事業実施要綱第5条に規定に基づき、助成金を申請します。

記

1 対象者 氏 名
住 所
生年月日

2 助成金の種類 (1) 申立費用助成 (2) 報酬助成

3 助成申請額 円
(報酬助成の場合のみ)
申請期間： 年 月 日 から 年 月 日

4 添付書類

(1) 申立費用助成の場合

- ア 申請者と対象者との関係が確認できる書類
- イ 後見開始等審判の申立て書類の写し
- ウ 申立てに要する費用の内訳を明記した書類

(2) 報酬助成の場合

- ア 収支状況が確認できる書類
- イ 財産状況が確認できる書類
- ウ 報酬付与の審判書の写し
- エ 登記事項証明書
- オ 必要経費が確認できる書類

様式第2号(第6条関係)

成年後見制度利用助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

小野市長



年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用助成事業助成金について、下記のとおり決定しましたので、小野市成年後見制度利用助成事業実施要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 対象者 氏 名
住 所
生年月日

2 助成の可否 可 ・ 否
(否の理由： のため)

3 助成の種類 申立費用助成 ・ 報酬助成
(報酬助成の場合のみ)
助成期間： 年 月 日から 年 月 日

4 助 成 額 円

5 備 考

- (1) 申立費用に係る助成について、審判の請求を行った後、速やかに申立費用に係る助成金使用報告書(様式第4号)及び領収書の写しその他当該請求に要した費用の額を証する書類を提出してください。
- (2) 後見人等への報酬の助成について、預金口座に振り込まれた助成金を支出したときは、遅滞なく当該支出について報告してください。
- (3) 適切な支出でない場合や偽りその他不正な手段等により助成金を受けたときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第7条関係）

成年後見制度利用助成金請求書

年 月 日

小野市長 様

請求者住所
氏名 印

年 月 日付 第 号で決定のあった助成金について、小野市成年後見制度利用助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

助成金の種類 申立費用助成 ・ 報酬助成
(報酬助成の場合のみ)
助成期間： 年 月 日から 年 月 日まで

振込 預金 □ 座	振込先	銀行 支店	預金 種別	普 通・当 座
	口 座 名義人		口座 番号	

様式第4号(第8条関係)

成年後見制度利用助成金使用報告書

年 月 日

小野市長 様

報告者住所

氏名
(対象者との関係)

年 月 日付 第 号で決定のあった助成金について、小野市成年後見制度利用助成事業実施要綱第8条の規定に基づき、助成金の使用について下記の通り報告します。

記

- 1 対象者 氏 名
住 所
生年月日
- 2 助成金の種類 申立費用助成 ・ 報酬助成
- 3 助成金交付額 円
- 4 助成金支出額 円
- 5 助成金返還額 円
- 6 添 付 書 類